

# 海外旅行保険

海外旅行に備える

## 治療・救援費用補償特約を おすすめします!

こんな  
トラブル  
あるかも!?

# 海外でまさかの事故!

**1 海外へ出発!**

**2 突然の交通事故!!**

**3 治療のため、エアアンビュランス\*で  
他国へ緊急医療搬送することに...**

**4 治療のため、さらに他国へ  
搬送することに**

**5**

請求書

高額な請求に  
困惑すること  
になってしまった

\*エアアンビュランスとは、  
医療器具等が搭載された  
専用飛行機のことです。

実際に  
こんな事故が  
起こって  
います!

海外滞在中に交通事故に遭い、骨折負傷。他国へ緊急医療搬送され、その後、さらに別の国の病院へストレッチャーで航空医療搬送されたことにより、高額な移送費用がかかった。

▼海外旅行保険に加入していたことで

**入院費用等** 入院にかかった費用等は  
傷害治療費用として

**救援者費用等** 被保険者が二度にわたり他国の  
病院へ移送される費用等として

# 約100万円補償!

# 約800万円補償!

※当社「海外旅行保険」の2016年10月1日～2017年9月30日始期契約の支払実績に基づいています。  
※ご加入条件、補償内容および保険料の詳細は「ご契約のしおり(約款)」でご確認ください。

# 治療・救援費用補償特約は、旅行中の事故や病気による治療費、現地から病院への移送費用等を補償します！

治療・救援費用補償特約の概要についてのご説明です。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額およびお支払いしない場合等の詳細は、「海外旅行保険のご案内(ご契約のしおり(普通保険約款・特約))」等をご確認ください。

## <主な補償内容>

- 被保険者(補償の対象となる方)が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガや病気等に対して保険金をお支払いします。
- 海外旅行とは、保険証券等に記載した海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
- 責任期間とは、保険期間中かつ海外旅行中をいいます。
- 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- 「ご契約のしおり(約款)」記載の「補償対象とならない運動等」を行っている間のケガや山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)を行っている間に発病した高山病については、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。



## お支払いする保険金の額

### 傷害治療費用部分・疾病治療費用部分

ご契約の海外旅行保険で、お支払い対象となる事故により、被保険者が支出した治療費用のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。



医師、病院に支払った診察・入院関係費用(緊急移送費、移転費、医師の指示により静養する場合の宿泊施設の客室料 <sup>(注)</sup> を含みます。)	1回のケガ、病気につき、治療・救援者費用保険金額が限度となります。	入院により必要となった身の回り品購入費	1回のケガ、病気につき5万円が限度となります。
治療のために必要な通訳雇入費用、交通費	1回のケガ、病気につき、20万円が限度となります。	旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費 <sup>(注)</sup>	1回のケガ、病気につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。
義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)		保険金請求のために必要な医師の診断書費用	
入院により必要となった国際電話料等通信費		法令に基づき公の機関より消毒を命じられた消毒費用	

(注) 払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。

※カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)に関する治療費用は対象外となります。

## 救援者費用部分

ご契約の海外旅行保険で、約款所定の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族<sup>(注1)</sup>が次の費用を負担した場合に、その費用のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。



捜索救助費用	1回のケガ、病気、事故につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。	救援者の渡航手続費ならびに救援者または被保険者が現地で支出した交通費、身の回り品購入費、国際電話料等通信費	合計20万円が限度となります。(上記、傷害治療費用部分・疾病治療費用部分の「入院により必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費」は含みません)
救援者の現地へ赴く交通費	救援者 <sup>(注2)</sup> 3名分を限度とし、1往復分が限度となります。	現地からの移送費用 <sup>(注3)</sup>	1回のケガ、病気、事故につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分でお支払いする金額は差し引きます)
現地および現地までの行程における救援者の宿泊料	救援者3名分を限度とし、救援者1名につき14日分までが限度となります。		

(注1) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族をいい、これらの者の代理人を含みます。

(注3) 治療のため医師または職業看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

## <補償重複のご注意>

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いづれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

(※) 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## <他の保険契約等がある場合の取扱いについて>

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が、損害の額もしくは費用の額<sup>(注2)</sup>を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>

●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額もしくは費用の額<sup>(注2)</sup>から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>を限度とします。

(注1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

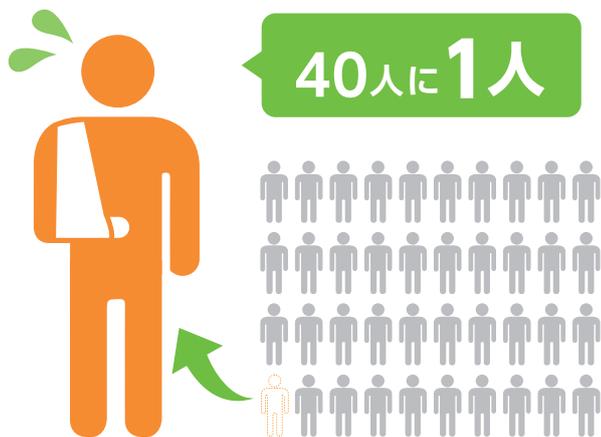
データで見る  
事故リスク

# 40人のうち約1人が事故に遭っています!

海外で事故に遭う確率は2.68%。

人数で換算すると40人に1人が何らかの事故に遭遇しています。

40人というあまり多く感じないかもしれませんが、夫婦でご旅行に行く場合は20組のうちの1組、4人家族でご旅行に行く場合は10組のうち1組は何らかのトラブルに巻き込まれているため、事故リスクは常に身近な存在です。



※当社「海外旅行保険」(2016年10月1日～2017年9月30日  
始期契約)の支払実績に基づきます。

海外での事故リスクが高い原因は、  
次の内容が考えられます。

- 気温や湿度による体調不良
- 国の習慣の違い  
(例:歩行者優先、車両優先等)等  
による事故・トラブル
- 衛生環境による食あたり
- 日本よりも犯罪率が  
高い国への旅行

上記のように日本と異なる環境下となるため、事故に遭遇するリスクは高まるといえます。

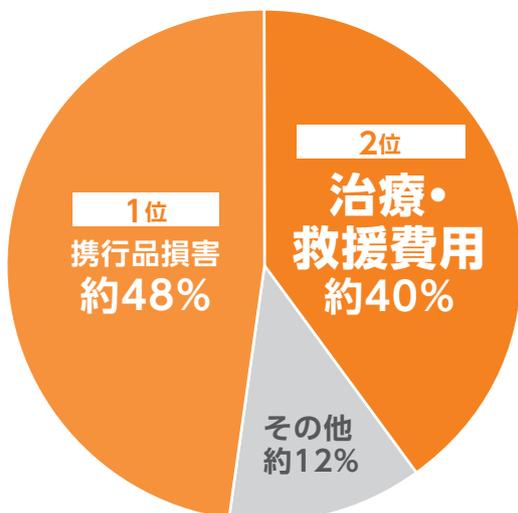


データで見る  
補償項目別の割合

## お客さまから ご請求いただいた 補償項目ランキング

1位 携行品損害 (約48%)

2位 治療・救援費用 (約40%)



※当社「海外旅行保険」(2016年10月1日～2017年9月30日始期契約)の  
支払実績に基づきます。

上位2項目での  
保険金支払件数割合は  
約88%です。

### 携行品損害

当社の海外旅行保険で最も保険金支払件数が多い補償項目は、「携行品損害補償特約」です。携行品損害補償特約は、旅行中に携行している身の回り品を盗まれた場合等の損害費用を補償します。

### 治療・救援費用

第2位は、「治療・救援費用補償特約」です。治療・救援費用補償特約は、旅行中の事故や病気による治療費、現地から病院への移送費用等を補償します。



# もしもの時に! 安心のサポートサービス

当社では、万一、海外でケガや病気・トラブルで困った場合にお役に立てるよう、**4つのサービスをご用意**しています。

当社「海外旅行保険」にご加入いただくと、次のサービスをご利用いただけます。サービス内容のご利用方法は「海外旅行保険のご案内(サービスガイド)」をご覧ください。なお、サービスは予告なく変更・廃止されることがありますので、あらかじめご了承ください。

こんな困ったことがあった際には「三井住友海上ライン」にご連絡ください。

## 24時間・365日・日本語対応で皆さまをサポートします!



**事故にあったため、保険金請求の相談をしたい!**



### 保険についてのご相談

保険金請求のご相談・保険内容のご照会などの電話相談をお受けします。



**病院で治療費を自己負担することなく治療を受けたい!**



### キャッシュレス・メディカルサービス

旅行中のケガや病気のため治療が必要となった場合、病院において治療費を自己負担することなく、治療できるサービスです。(治療費は保険金として三井住友海上から提携病院へ直接お支払いします。) 事前に三井住友海上ラインにお電話いただくことで、最寄りの提携病院をご案内します。



**医療機関への緊急移送!**



### 緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行中のケガや病気により、医療施設への緊急移送が必要である場合等にサービスをご提供します。



**楽しい旅行中にスーツケースが壊れてしまった!**



### スーツケース修理・回収お届けサービス

海外旅行中に事故で破損したお客様のスーツケースの修理に際し、修理費を当社が保険金として修理業者へ直接お支払いいたします。(注)本サービスのご提供は日本国内に限ります。(スーツケースの改修・お届け先が日本国外の場合は、本サービスの対象とはなりません。)

**ご利用上のご注意** / サービスのご利用にあたっては、次の点についてあらかじめご了承ください。

- 三井住友海上ラインのご連絡先は、「海外旅行保険のご案内(サービスガイド)」をご確認ください。
- ご契約内容に基づき、保険金のお支払い対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスをご利用することはできません。その他各サービスの利用上の注意点および詳細については、「海外旅行保険のご案内」をご確認ください。
- 各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受けられない場合、持病や既往症等ご旅行出発前に発生している場合には、キャッシュレス・メディカルサービスを利用することはできません。
- キャッシュレス・メディカルサービスおよび緊急医療アシスタンスサービスのご利用に伴って生じた治療費・移送費等の実費が、ご契約の保険金額または限度額を超過する場合には、その超過部分(アシスタンス専門会社の手数料を含みます。)については、お客様の自己負担となります(超過しない限り、お客様の負担はありません。)。保険金のお支払い対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス専門会社にお支払いいただいた上ではじめてサービスを提供させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 以下のような場合にはスーツケース修理・回収お届けサービスはご利用になれませんので、あらかじめご了承ください。
  - ・保険金お支払い対象外の場合(たとえば、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等単なる外観上の損傷または汚損でスーツケースの機能に支障をきたさないもの等)
  - ・お客さまの破損したスーツケースの時価額を修理費用が超過する(超過すると見込まれる)場合 等

### ご契約にあたってのご注意

- このチラシは「海外旅行保険」の治療・救援費用補償特約の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。また、詳しくは「海外旅行保険のご案内(ご契約のしおり(普通保険約款・特約))」等をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 保険契約者や被保険者のご年齢等の条件により、お引受できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各保険金額は、引受の限度額があります。保険金額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

引受保険会社

## 三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(お客さまデスク) 0120-632-277 (無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)  
<http://www.ms-ins.com>

ご相談・お申込先

# 海外旅行保険

海外旅行に備える

携行品損害補償特約をおすすめします!

こんな被害にあうかも!?

# 海外で盗難トラブル!



海外旅行先で買い物をしていたところ、スニーカーが入っていたキャリーバックの盗難に遭遇。

実際にこんな事故が起っています!

海外旅行保険に加入していたことで、被保険者が携行していた身の回り品について、損害の額として携行品損害費用

▶ 約30万円補償!

\*当社「海外旅行保険」の2016年10月1日~2017年9月30日始期契約の支払実績に基づいています。

## 携行品損害補償特約

ご契約の海外旅行保険で、海外旅行中に、偶然な事故により被保険者(補償の対象となる方)が携行している身の回り品(被保険者所有の物および海外旅行開始前に他人から無償で借りた物)に損害が発生した場合に、保険金をお支払いします。

### ●お支払いする保険金の額

損害の額 - 免責金額(注1) (0円)

(注1) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- ・保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難および航空会社等寄託手荷物不着等による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。
- ・損害の額は、修理費用または保険価額(注2)を基準に決定します。なお、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に発給申請を行う最寄りの在外公館所在地での再取得費用(交通費、宿泊費を含みます。)を損害の額とします。
- ・損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額が限度となります。
- ・上記の損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)が限度となります。
- ・携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。

(注2) 保険価額とは、再調達価額(注1)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注2)を差し引いた額をいいます(注3)。

- (注3) 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
- (注4) 保険の対象が現に使用されている場合で十分な維持・保守管理がされているときは、再取得するのに必要な金額の50%を限度とし、使用されていない場合や十分な維持・保守管理がされていない場合は、再取得するのに必要な金額の90%を限度とします。
- (注5) 保険の対象が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(こつとう)、彫刻物等美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

### <補償重複のご注意>

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認のうえ、ご契約ください。

(※) 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。



# もしもの時に! 安心のサポートサービス

当社では、万一、海外でケガや病気・トラブルで困った場合にお役に立てるよう、**4つのサービスをご用意**しています。

当社「海外旅行保険」にご加入いただくと、次のサービスをご利用いただけます。サービス内容のご利用方法は「海外旅行保険のご案内<サービスガイド>」をご覧ください。なお、サービスは予告なく変更・廃止されることがありますので、あらかじめご了承ください。

こんな困ったことがあった際には「三井住友海上ライン」にご連絡ください。

## 24時間・365日・日本語対応で皆さまをサポートします!



**事故にあったため、保険金請求の相談をしたい!**



### 保険についてのご相談

保険金請求のご相談・保険内容のご照会などの電話相談をお受けします。



**病院で治療費を自己負担することなく治療を受けたい!**



### キャッシュレス・メディカルサービス

旅行中のケガや病気のため治療が必要となった場合、病院において治療費を自己負担することなく、治療できるサービスです。(治療費は保険金として三井住友海上から提携病院へ直接お支払いします。) 事前に三井住友海上ラインにお電話いただくことで、最寄りの提携病院をご案内します。



**医療機関への緊急移送!**



### 緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行中のケガや病気により、医療施設への緊急移送が必要である場合等にサービスをご提供します。



**楽しい旅行中にスーツケースが壊れてしまった!**



### スーツケース修理・回収お届けサービス<sup>(注)</sup>

海外旅行中に事故で破損したお客様のスーツケースの修理に際し、修理費を当社が保険金として修理業者へ直接お支払いいたします。  
(注) 本サービスのご提供は日本国内に限ります。(スーツケースの改修・お届け先が日本国外の場合は、本サービスの対象とはなりません。)

**ご利用上のご注意** / サービスのご利用にあたっては、次の点についてあらかじめご了承ください。

- 三井住友海上ラインのご連絡先は、「海外旅行保険のご案内<サービスガイド>」をご確認ください。
- ご契約内容に基づき、保険金のお支払い対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスをご利用することはできません。その他各サービスの利用上の注意点および詳細については、「海外旅行保険のご案内」をご確認ください。
- 各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受けられない場合、持病や既往症等ご旅行出発前に発生している場合には、キャッシュレス・メディカルサービスを利用することはできません。
- キャッシュレス・メディカルサービスおよび緊急医療アシスタンスサービスのご利用に伴って生じた治療費・移送費等の実費が、ご契約の保険金額または限度額を超過する場合には、その超過部分(アシスタンス専門会社の手数料を含みます。)については、お客様の自己負担となります(超過しない限り、お客様の負担はありません。)。保険金のお支払い対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス専門会社にお支払いいただいた上ではじめてサービスを提供させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 以下のような場合にはスーツケース修理・回収お届けサービスはご利用になれませんので、あらかじめご了承ください。
  - ・保険金お支払い対象外の場合(たとえば、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等単なる外観上の損傷または汚損でスーツケースの機能に支障をきたさないもの等)
  - ・お客様の破損したスーツケースの時価額を修理費用が超過する(超過すると見込まれる)場合 等

### ご契約にあたってのご注意

- このチラシは「海外旅行保険」の携行品損害補償特約の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。また、詳しくは「海外旅行保険のご案内<ご契約のしおり(普通保険約款・特約)>」等をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 保険契約者や被保険者のご年齢等の条件により、お引受できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各保険金額は、引受の限度額があります。保険金額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

引受保険会社

## 三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(お客さまデスク) 0120-632-277 (無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)  
<http://www.ms-ins.com>

ご相談・お申込先